
「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について

日証協 平成 20 年 4 月 15 日

本協会では、本年 4 月 15 日の自主規制会議において、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」を一部改正した。

本協会では、「取引所外取引及び P T S に係るシステムの今後のあり方について（取引所外取引及び P T S に係るシステムの見直しに関するワーキング・グループ報告書）」に基づき、取引所金融商品市場外売買等の報告・公表システム及び P T S システムの機能を同時に兼ね備えた新システムの構築を進めているところであるが、当該システムのうち、先行して P T S に関連する機能が本年 5 月より稼動することとなったため、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正を行ったものである。

本規則改正は、平成 20 年 5 月 7 日（取引所外取引の報告及び公表に関する規定については、別に定める日）から施行する。

規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について

平成 20 年 4 月 15 日

日 本 証 券 業 協 会

I．改正の趣旨

本協会においては、「取引所外取引及び P T S に係るシステムの今後のあり方について（取引所外取引及び P T S に係るシステムの見直しに関するワーキング・グループ報告書）」（日証協（エ業）17 第 276 号 平成 18 年 3 月 14 日付公表）に基づき、取引所金融商品市場外売買等の報告・公表システム及び P T S システムの機能を同時に兼ね備えた新システムの構築を進めているところであるが、当該システムのうち、P T S に関連する機能が本年 5 月より稼動することから、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

II．改正の骨子

(1) P T S システムを通じない取引所外売買等の報告

取引所金融商品市場外での上場株券等の売付け又は買付けの申込み及び取引所金融商品市場外売買の成立（以下、「取引所外売買等」という。）並びにこれらの訂正又は取消しの報告を、原則として新システムを通じた報告に一本化するとともに、一定期間経過後に行う取引所外売買等の訂正又は取消しの報告については、所定の報告書類により行うものとする。

（第 7 条第 1 項及び第 2 項、第 8 条）

(2) P T S システムを通じた取引所外売買等の報告

認可会員は、P T S システムを通じて行う取引所外売買等の報告を、新システムを通じて 24 時間行えるものとする。

（第 10 条第 2 項及び第 4 項）

(3) その他

その他所要の整備を図る。

III．施行の時期

この改正は、平成 20 年 5 月 7 日から施行する。ただし、第 7 条から第 9 条までの改正は、本協会が別に定める日から施行する。※

※ 会員が行う PTS 以外の取引所外売買の本協会への報告方法は、本協会が別に定める日までは従来どおりとなります。

以 上

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について

平成 20 年 4 月 15 日

新	旧
(売買等の報告) 第 7 条 会員は、同時に多数の者に対し、取引所金融商品市場外での上場株券等の売付け又は買付けの申込み（以下「申込み」という。）を行った場合には、次の各号に掲げる事項を、<u>報告公表システムを通じて</u>、本協会に報告しなければならない。 1 〃 （ 現行どおり ） 5 2 会員は、取引所外売買が成立した場合には、次の各号に掲げる事項を、<u>報告公表システムを通じて</u>、本協会に報告しなければならない。 1 〃 （ 現行どおり ） 9 3 （ 現行どおり ） (売買等の報告の訂正又は取消し) 第 8 条 会員は、前条の規定に基づき行った申込みの報告及び売買の報告の訂正又は取消しを行おうとする場合には、<u>報告公表システムを通じて</u>、速やかに報告しなければならない。 2 前条第 2 項の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行う場合であって、次の各号に掲げる訂正又は取消しを行おうとする場合には、<u>報告公表システムに代えて、所定の報告書類により報告しなければならない。</u> 1 営業日の午前 8 時 10 分から午後 4 時 59 分までに成立した売買の訂正又は取消しを、同日の午後 5 時 05 分以降に報告する場合 2 営業日の午後 5 時 00 分(半休日にあつては午後 1 時 00 分)から午後 11 時 59 分までに成立した売買及び休業日に成立した売買の報告の訂正及び取消しを、翌営業日の午前 8 時 30 分以降に報告する場合 3 営業日の午前 0 時 00 分から午前 8 時 09 分までに成立した売買の報告の訂正又は取	(売買等の報告) 第 7 条 会員は、同時に多数の者に対し、取引所金融商品市場外での上場株券等の売付け又は買付けの申込み（以下「申込み」という。）を行ったときは、次の各号に掲げる事項を、<u>報告公表システムに入力する方法又は所定の報告書類に記載し提出する方法により</u>、本協会に報告しなければならない。 1 〃 （ 省 略 ） 5 2 会員は、取引所外売買が成立したときは、次の各号に掲げる事項を、<u>報告公表システムに入力する方法又は所定の報告書類に記載し提出する方法により</u>、本協会に報告しなければならない。 1 〃 （ 省 略 ） 9 3 （ 省 略 ） (売買等の報告の訂正・取消し) 第 8 条 会員は、前条の規定に基づき行った申込みの報告及び売買の報告の訂正又は取消しを行おうとするときは、<u>報告公表システムを通じて又は所定の報告書類の提出により</u>、速やかに<u>行わなければならない。</u> (新 設)

新	旧
<u>消しを、同日の午前 9 時 01 分以降に報告する場合</u> (削 る) (削 る) (売買価格等の公表等) 第 9 条 本協会は、会員から第 7 条第 1 項の報告又は前条第 1 項に規定する報告のうち申込みに係るものを受けた場合には、次の各号に掲げる事項を、直ちに会員に通知するとともに、公表する。 1 (現行どおり) 6 2 本協会は、会員から第 7 条第 2 項の報告、前条第 1 項に規定する報告のうち売買に係るもの又は前条第 2 項の報告を受けた場合には、次の各号に掲げる事項を、速やかに会員に通知するとともに、公表する。ただし、当該報告が、売買代金が 50 億円以上となる一の銘柄の取引所外売買に関する注文（会員において売付注文と買付注文を店内対当させたものを除く。）に係るものである場合には、細則で定める日時に会員へ通知するとともに、公表する。 1 (現行どおり) 5 3 本協会は、第 7 条第 2 項及び前条に規定する報告のうち売買に係るものの報告に基づき、上場株券等の種類毎の売買数量及び銘柄別の売買価格、売買数量を日々取りまとめ、会員へ通知するとともに、公表する。	2 会員は、前項に規定する申込みの報告及び売買の報告の訂正又は取消しを行おうとするときは、申込みの報告については、報告書類に訂正・取消しの識別符号を付したうえで、前条第 1 項各号に掲げる事項を記載し、提出することにより行い、売買の報告については、報告公表システム又は報告書類に訂正・取消しの識別符号を付したうえで、前条第 2 項各号に掲げる事項を入力すること又は記載し、提出することにより行うものとする。 3 前項の報告公表システムにより行う売買の報告の訂正又は取消しは、当該訂正又は取消しを行おうとする日の午後 4 時 59 分(半休日にあつては午後 0 時 59 分)までに行うものとし、午後 5 時（半休日にあつては午後 1 時）以降に訂正又は取消しを行おうとするときは、報告書類により行うものとする。 (売買価格等の公表等) 第 9 条 本協会は、会員から第 7 条第 1 項の報告を受けたときは、次の各号に掲げる事項を、直ちに会員に通知するとともに、公表する。 1 (省 略) 6 2 本協会は、会員から第 7 条第 2 項の報告を受けたときは、次の各号に掲げる事項を、すみやかに会員に通知するとともに、公表する。ただし、当該報告が、売買代金が 50 億円以上となる一の銘柄の取引所外売買に関する注文（会員において売付注文と買付注文を店内対当させたものを除く。）に係るものであるときは、細則で定める日時に会員へ通知するとともに、公表する。 1 (省 略) 5 3 本協会は、第 7 条第 2 項の報告に基づき、上場株券等の種類毎の売買数量及び銘柄別の売買価格、売買数量を日々取りまとめ、会員へ通知するとともに、公表する。

新	旧
(申込みの報告) 第 10 条 (現行どおり) 2 前項の報告は、申込み後 5 分以内に行わなければならない。 3 (現行どおり) 4 午後 11 時 59 分までに報告した申込みを翌日以降も継続しようとする場合は、当該翌日以降<u>速やかに</u>、改めて、P T S システムを通じて当該申込みを報告しなければならない。 5 (現行どおり) 6 (現行どおり) (売買の報告) 第 11 条 認可会員は、認可業務により成立させた売買について、第 7 条第 2 項の規定による報告を、P T S システムを通じて、<u>本協会に報告しなければならない</u>。 2 前項の報告は、売買成立後 5 分以内に行わなければならない。 3 (現行どおり) 4 (現行どおり) (売買等の報告の訂正又は取消し) 第 12 条 認可会員は、第 10 条第 1 項の規定に基づき行った申込みの報告及び前条第 1 項の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行おうとする場合は、P T S システムを通じて、<u>速やかに報告しなければならない</u>。 2 (現行どおり) 3 認可会員は、第 10 条第 6 項 (前条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき報告書類により行った報告又は取消しを行おうとする場合は、所定の報告書類により<u>速やかに報告しなければならない</u>。 4 認可会員は、P T S システムの稼働が休止し又は稼働に支障が生じ、第 1 項に規定する報告が行えない場合には、所定の報告書類により<u>速やかに報告しなければならない</u>。	(申込みの報告) 第 10 条 (省 略) 2 前項の報告は、申込み後 5 分以内に行わなければならない。<u>ただし、午前 0 時 00 分から午前 0 時 44 分までの間に行った申込みについては、午前 0 時 45 分から午前 0 時 49 分までの間に報告しなければならない。</u> 3 (省 略) 4 午後 11 時 59 分までに報告した申込みを翌日午前 0 時 45 分以降も継続しようとする場合は、当該翌日<u>午前 0 時 45 分以降すみやかに</u>、改めて、P T S システムを通じて当該申込みを報告しなければならない。 5 (省 略) 6 (省 略) (売買の報告) 第 11 条 認可会員は、認可業務により成立させた売買について、第 7 条第 2 項の規定による報告を、P T S システムを通じて<u>行わなければならない</u>。 2 前項の報告は、売買成立後 5 分以内に行わなければならない。<u>ただし、午前 0 時 00 分から午前 0 時 44 分までの間に成立した売買については、当該売買が成立した日の午前 0 時 45 分から午前 0 時 49 分までの間に報告しなければならない。</u> 3 (省 略) 4 (省 略) (報告の訂正・取消し) 第 12 条 認可会員は、第 10 条第 1 項の規定に基づき行った申込みの報告及び前条第 1 項の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行おうとする場合は、P T S システムを通じて、<u>すみやかに行わなければならない</u>。 2 (省 略) 3 認可会員は、第 10 条第 6 項 (前条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき報告書類により行った報告又は取消しを行おうとする場合は、所定の報告書類に<u>訂正又は取消しの識別符号を付した上で、当該報告書類によりすみやかに報告しなければならない</u>。 4 認可会員は、P T S システムの稼働が休止し又は稼働に支障が生じ、第 1 項に規定する報告が行えない場合には、所定の報告書類に<u>訂正又は取消しの識別符号を付した上で、当該報告書類によりすみやかに報告しなければならない</u>。

新	旧
(売買価格及び申込みの公表等) 第 14 条 本協会は、認可会員から第 10 条第 1 項又は第 12 条第 1 項に規定する報告のうち申込みに係るものに基づく報告を受けた場合は、次に掲げる事項を、直ちに認可会員に通知するとともに、P T S システムのウェブサイトにおいて、公表する。 1 } (現行どおり) 6 2 本協会は、認可会員から第 11 条第 1 項及び第 12 条第 1 項に規定する報告のうち売買に係るものに基づく報告を受けた場合は、次に掲げる事項を、速やかに認可会員に通知するとともに、P T S システムのウェブサイトにおいて、公表する。 1 } (現行どおり) 5 3 (現行どおり) 4 (現行どおり) (顧客への説明) 第 18 条 協会員は、顧客から取引所外売買に関する注文を受けた場合には、あらかじめ、当該顧客に対し、受渡決済に関する条件等会員が必要と認める事項について説明しなければならない。 付 則 この改正は、平成 20 年 5 月 7 日から施行する。ただし、第 7 条から第 9 条までの改正は、本協会が別に定める日から施行する。	ならない。 (売買価格及び申込みの公表) 第 14 条 本協会は、認可会員から第 10 条に基づく報告を受けた場合は、次に掲げる事項を、P T S システムのウェブサイトにおいて、すみやかに公表する。 1 } (省 略) 6 2 本協会は、認可会員から第 11 条に基づく報告を受けた場合は、次に掲げる事項を、P T S システムのウェブサイトにおいて、直ちに公表する。 1 } (省 略) 5 3 (省 略) 4 (省 略) (顧客への説明) 第 18 条 協会員は、顧客から取引所外売買に関する注文を受けたときは、あらかじめ、当該顧客に対し、受渡決済に関する条件等会員が必要と認める事項について説明しなければならない。